

令和3年1月20日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の一部改正について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長から、次のとおり通知がありました。

つきましては、貴組合員並びに従業員への周知につきましてご配慮くださいますようお願いいたします。

(条例改正の趣旨)

- 「食品衛生法等の一部を改正する法律」の成立により、営業届出制度の創設、食品リコール情報の報告制度が創設されたことにより、食の安全・安心の確保推進条例で規定する食品等自主回収報告制度が法と重複すること、また、食品衛生法では食品等の輸入業は公衆衛生に与える影響が少ない営業であり営業届出を要しないこととされたため、条例で規定する食品等輸入事務所の届出制度は過度の規制となることから、これら2つの制度を削除するとともに関係規定の整備を行うこととした。
- なお、改正前の規定は、令和3年5月31日までに行われた自主回収及び輸入許可について、従前のおり適用される。